

最高裁秘書第2307号

令和2年10月1日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和2年9月24日に答申（令和2年度（最情）答申第16号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和元年度（最情）諮問第46号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和元年10月4日（令和元年度（最情）諮詢第46号）

答申日：令和2年9月24日（令和2年度（最情）答申第16号）

件名：司法修習生考試事務業務委託に係る契約書の一部開示の判断に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「72期司法修習生考試事務業務委託に関する契約書」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「令和元年7月9日付け契約書」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年8月21日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書と同趣旨の過去の司法行政文書（65期から71期までの分）についていえば、その大部分がインターネットで公表されていることからすれば、本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）の全部が不開示情報に相当するとはいえない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件不開示部分のうち、考試の実施期間又は当該期間が推測される期間（契約書第1条及び仕様書第2の履行期間等）並びに考試当日の配布物に関する情報（仕様書第9の秘密保持等）及び考試会場（仕様書第10のその他）が記載されている部分については、これらの情報が司法修習生に正式に通知されていない段階で公になると、司法修習生に無用な憶測や不公平感を与えることにな

り、考試事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号柱書）。

2 本件不開示部分のうち、受注者が行う準備の詳細や試験当日に行う事務の詳細に関する情報（仕様書別紙第1「仕様書第3の業務範囲について」）については、これらの情報が考試実施前に公にされた場合、考試当日に考試事務担当者がどのような行動をとるかが明らかとなり、考試の妨害行為や不正行為をもくろむ者が考試事務担当者の行動を踏まえた計画を立てるなど、これらの行為を容易にするおそれがある（法5条6号イ）。また、受注者が業務範囲外のことを行った場合に、契約書記載の業務と齟齬があるなどという指摘が多発して、考試事務担当者がその対応に追われるなど、考試事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法5条6号柱書）。

3 本件不開示部分のその他の部分については、これらの情報が考試実施前に公になると、考試の妨害行為や不正行為をもくろむ者がこれらの情報を基に計画を立てるなどし、これらの行為を容易にするおそれがある（法5条6号イ）。

4 法人の印影については、当該書類が真正に作成されたことを示す認証的な機能を有するものであり、これをそのまま公にすると、偽造悪用され、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある（法5条2号イ）。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年10月4日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和2年8月21日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年9月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 見分の結果によれば、本件対象文書は第72期司法修習生考試事務業務委託

に関する契約書であり、本件不開示部分には、①受注者である特定法人の印影のほか、②考試の実施期間又はこれが推測される業務の履行期間、考試当日の配布物及び考試会場に関する情報並びに③受注者が行う準備の詳細や考試当日に行う事務の詳細、その他考試の実施体制等に関する情報が記載されていることが認められる。

本件不開示部分のうち、①特定法人の印影は、本件対象文書が当該法人により真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであり、これが公にされた場合には、当該法人の印影が偽造悪用されるなどして、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる（法5条2号イ）。

また、②考試の実施期間又はこれが推測される業務の履行期間、考試当日の配布物及び考試会場に関する情報について、原判断時において当該考試は未だ実施されていなかったことを踏まえて検討すれば、これらの情報が司法修習生に正式に通知されていない段階で公になると、司法修習生に無用な憶測や不公平感を与えることになり、考試事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法5条6号柱書）という最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

さらに、③受注者が行う準備の詳細や考試当日に行う事務の詳細、その他考試の実施体制等に関する情報について、その記載内容を踏まえれば、これらの情報が考試実施前に公になった場合には、考試当日に考試事務担当者がどのような行動をとるかなどが事前に明らかとなることから、考試の妨害行為や不正行為をもくろむ者が考試事務担当者の行動を踏まえた計画を立てるなど、違法又は不当な行為を容易にするおそれがあると認められる（法5条6号イ）。加えて、受注者が考試当日に行う事務の詳細に関する情報については、本件対象文書に定められた受注者の考試当日の業務範囲が明らかにされた場合には、受注者が業務範囲外のことを行ったときに契約書記載の業務と齟齬があるなどと

いう指摘が多発し、考試事務担当者がその対応に追われるなどの事態を招き、考試事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが推察され（法5条6号柱書），このことをいう最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分は、法5条2号イ並びに6号柱書及び同号イに規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条2号イ並びに6号柱書及び同号イに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋滋

委員 門口正人

委員 長戸雅子